

第75回京都府中学校総合体育大会実施要項 サッカーの部

- 1 主催 京都府中学校体育連盟
京都府教育委員会
京都市教育委員会
(公財)京都府スポーツ協会
- 2 主管 京都市中学校体育連盟
- 3 後援 京都新聞 (一社)京都府サッカー協会
- 4 日時 令和4年 7月28日(木)・29日(金)・30日(土) 予備日31日(日)
競技開始 午前10時00分
- 5 会場 たけびしスタジアム京都・西京極補助競技場・下鳥羽公園球技場・吉祥院公園球技場
▽ 西京極総合運動公園(たけびしスタジアム京都・西京極補助競技場)
〒615-0864 京都府京都市右京区西京極新明町32 TEL 075-313-9131
▽ 下鳥羽公園球技場
〒612-8394 京都府京都市伏見区下鳥羽西芹川町 TEL 075-612-3300
▽ 吉祥院公園球技場
〒601-8380 京都府京都市南区吉祥院新田下ノ向町 TEL 075-691-2814
予備日…京都市立洛南中学校
▽ 京都市立洛南中学校
〒601-8324 京都府京都市南区吉祥院落合町31 TEL 075-691-0018
- 6 参加資格 (1) 京都府中学校体育連盟に加入し、各ブロック大会で出場権を得たチーム。
(2) 平成19年4月2日以降に生まれた者に限る。
(3) 前項以外の生徒が参加を希望する場合は、6月24日までに京都府中学校体育連盟に申し出る事。
(4) 参加資格の特例
ア 学校教育法134条の各種学校について、「別記1」のとおり大会参加を認める。
「別記1」参照
イ 部員数が少ないため、単独でチーム編成ができない中学校(運動部)に対し、救済措置として「京都府中学校総合体育大会における複数校合同チーム参加規定」により、ブロック大会で出場権を得た合同チームの大会参加を認める。
「別記2・京都府中学校総合体育大会における複数校合同チーム参加規定」参照
(5) 本連盟が取得する、個人情報利用・活用等を行うことについて同意している。
- 7 外部指導者(コーチ等) (1) 原則として外部指導者(コーチ等)は大会に参加できる。
ただし、専門部の規約や基本方針などの独自性を尊重する。
この場合の外部指導者(コーチ等)は、校長が認め、大会本部に届けのあった者に限る。
ア 参加規定
当該校長が人格・指導面において適任者と認めた20歳以上の者であり、顧問教師の指導計画に従い、日頃から継続して指導にあたっている者。
また、各専門部の「外部指導者(コーチ等)規定」に準じ、指導任務を行うことができる。
イ 審判について
原則として顧問以外の外部指導者(コーチ等)の審判を認める。
ただし、専門部の規定に従い大会本部が認めた者に限る。
- 8 引率者及び監督 (1) 参加生徒の引率者・監督は出場校の校長・教員・部活動指導員とする。
なお、部活動指導員は、他校の引率者及び依頼監督にはなれない。その他、外部指導者(コーチ等)については校長の認めた者とする。
(2) 京都府中学校総合体育大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員、外部指導者、トレーナー等は、部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとする。
「別記4・京都府中学校総合体育大会における監督等の条件」参照
- 9 参加数 京都市(4校) 山城(2校) 口丹波(1校) 中丹(1校) 丹後(1校) 合計9校
- 10 競技規定 (1) (公財)日本サッカー協会制定の「サッカー競技規定2021/22」による。
(2) 試合時間は60分(30分-10分-30分)とし、勝敗の決しない場合は10分間(5分ハーフ)の延長戦を行い、さらに決定しない場合はPK方式により次に進むチームを決定する。
(3) 選手登録は20名とし、メンバー表に記入し、マッチコーディネーションミーティングで提出する。

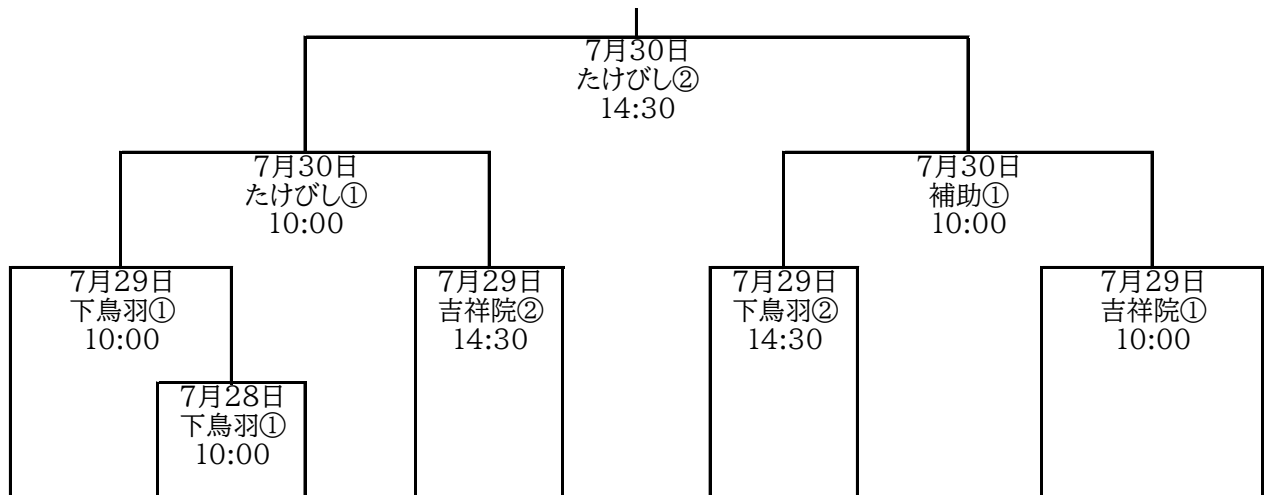
- (4) 交代は提出メンバー表の中から9名までとする。
「交代して退いた競技者が交代要員となって再び出場することが出来る。」
交代要員(9名)と11名のプレーヤーは、退いた後再び出場することが出来る。
また、交代回数に制限はない。
- (5) 試合球は検定5号球とし、競技規則に適合するものとする。
- (6) 本大会で警告を通算2回受けた選手は次の1試合に出場できない。
退場を命じられた選手は次の1試合に出場できず、違反行為の内容によっては
大会の規律委員会でそれ以後の処置について決定する。
本大会は懲罰規定上の近畿大会と同一競技会とみなし、府大会終了時点での退場・退席
による未消化の出場停止処分は近畿大会において順次消化する。
警告の累積ならびに累積による出場停止については、府大会で消滅し、近畿大会に
影響を及ぼさない。
- (7) WBGT=25℃以上の場合には1分間の「飲水タイム」を、WBGT=28℃以上の場合には
3分間の「Cooling Break」を行う。ただし、実施については大会本部が判断する。
- (注意事項)
- ア 各チームは試合開始80分前までに会場に到着すること。試合開始70分前に会場本部で行う
マッチコーディネーション・ミーティングでメンバー表を提出すること。
- イ ユニフォームは参加申込書に記載されたものを着用するものとする。
ユニフォームは正の他に副として異なる色彩のユニフォームを用意し、選手番号は同一とする。
なお、対戦チームと同色の場合は、マッチコーディネーションミーティングで決定する。
- ウ シャツの前面・背面に参加申込書に登録された選手番号を付けること。なお、番号は
1~99番までの番号とする。なお、ユニフォームのシャツが縞(縦縞も横縞も)の場合は、
背番号表示を分かりやすくすること。
- エ その他のユニフォームに関する事項は、(公財)日本サッカー協会ユニフォーム規定に
準ずるものとする。

11 表彰 本大会優勝校には、賞状・盾を、準優勝校および3位校には、賞状を授与する。

12 申し込み (申込先)
〒601-8324 京都府京都市南区吉祥院落合町31 京都市立洛南中学校
TEL 075-691-0018
Mail zu907-nakano@edu.city.kyoto.jp 中野 健司 宛
(締切日)
締め切り令和4年7月26日(火)電子メールおよびFAX(大会初日、原本を提出する。)

13 近畿大会
出場資格 近畿大会出場資格は本大会の上位2校とする。

14 組み合わせ



山城 1位	京都市 4位	中 丹	丹 後	京都市 2位	京都市 1位	口 丹 波	京都市 3位	山城 2位
----------	-----------	--------	--------	-----------	-----------	-------------	-----------	----------

15 その他

- (1) 新型コロナウイルスの今後の感染状況の推移により、大会を中止する場合がある。
- (2) 京都府中学校体育連盟新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン及び各専門部ガイドラインを遵守すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、原則、宿泊は行わない。ただし、やむを得ず宿泊を行う場合は、各市町教育委員会の判断を仰ぐこと。
- (4) 警報時の対応
 - ① 特別警報が発表された場合、直ちに大会を中止し、その後の対応については大会本部より出場校顧問へ連絡を行う。
 - ② 大会当日午前6時現在、「暴風」「大雨」「洪水」いずれかの警報が発令されている場合は、自宅等に待機する。出場校顧問は大会本部(府専門委員長)からの連絡を待つこと。順延となる場合は、大会について日程・会場調整し大会本部(府専門委員長)から出場校顧問・大会関係者へ連絡を行う。
 - ③ 大会開催中に「暴風」「大雨」「洪水」いずれかの警報が発令された場合は、天気予報や現地の気象情報等に留意し、現地にとどまるか帰宅するかを大会本部と京都市中体連会長が判断し、出場校顧問・大会関係者へ連絡する。
 - ④ いずれかの気象警報の発令の可能性がある場合は、大会本部と京都市中体連会長で対応を協議し、事前に出場校顧問・大会関係者へ連絡する。
 - ⑤ その他の気象情報に関しても、大会本部で協議し対応する。
 - ⑥ 台風等の状況を考慮し、事前に大会延期の判断を行う場合がある。その判断は、専門委員長、京都市中体連会長と協議したうえで、京都府中体連本部が行う。
- (5) 雨天時等の対応
 - ① 原則として、雨天時は試合を実施する。10競技規定(注意事項)アに記載されている時間までに会場に到着すること。
 - ② 大会期間中に落雷の予兆や危険性があった場合は、速やかに活動を中断し、危険性がなくなると判断されるまで、安全な場所に避難の措置を講じる。天気予報や現地の気象情報等に留意し、再開の目途および順延について大会本部で判断し、出場校顧問へ連絡する。

「参加資格の特例」

・「別記1・京都府中学校総合体育大会における参加資格の特例」

以下に該当するもの京都府中学校総合体育大会に参加を認める。

- 1 学校教育法134条の各種学校(1条校以外)に在籍し、当該ブロックの予選及び標準記録を突破したチーム・生徒に参加を認める。
- 2 参加を希望する各種学校は以下の条件を具備すること。
 - (1) 京都府中学校総合体育大会参加を認める条件
 - ア 京都府中学校体育連盟の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること
 - イ 生徒の年齢及び修業年限が、わが国の中学校と一致している単独の学校で構成されていること。
 - ウ 参加を希望する学校にあっては、運動部活動が学校教育の一環として、日常継続的に該当校顧問教員の指導のもとに、適切に行われていること。
 - (2) 京都府中学校総合体育大会に参加した場合に守るべき条件
 - ア 大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項に従うとともに大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 大会参加に際しては、責任ある当該校校長または教員が生徒を引率すること。また万一の事故発生に備え傷害保険に加入する等、万全の事故対策を立てておくこと。

・「別記2・京都府中学校総合体育大会における複数校合同チーム参加規定」

京都府中学校体育連盟の主催する京都府中学校総合体育大会に、部員数が少ないため単独でチーム編成が出来ない中学校(運動部)に対し、大会参加のための救済措置として以下のとおり規定を設ける。合同チームはあくまでも救済措置であり、勝利至上主義のためのチーム編成であってはならない。

- 1 各学校の部活動として位置づけられ、学校教育計画に基づいて活動していること。また、合同チームは、大会に向けて合同チームとしての練習会等を実施するとともに、事前に合同チームとしての登録手続きをすること。
- 2 合同チームの各校は、京都府中学校体育連盟の加盟校であること。
- 3 合同チームの大会参加を認めるのは、以下の競技とし、規定の人数を下回った場合のみ合同チームを編成することができる。ただし、2校による合同チームは認めるが、3校以上のチーム編成は認めない。(2校により合同チームが組めない場合は、この限りでない)なお、個人戦の実施される競技の団体戦(陸上競技、水泳、スキーマのリレーを含む)は対象外とする。
 - ・軟式野球(9)・ソフトボール(9)・バレーボール(6)・バスケットボール(5)
 - ・サッカー(11)・ハンドボール(7)・ホッケー(6)・ラグビーフットボール(12)※各競技の()内は、規定人数を示す。
- 4 府大会予選としてのブロック大会から、合同チームとして参加していること。また、原則として同一ブロック内による合同チームとするが、地理的な条件等から隣接するブロックのチームと合同チームを編成する場合は、府専門部を通して大会本部の承認を得ること。この場合、参加するブロック大会は、代表校の所属するブロックとする。なお、代表校とは、合同チーム監督の所属校とする。
- 5 チーム登録は、ブロック大会競技別プログラム編成会議の2週間前までに代表校が行うこと。このとき、当該校長の承認書の写し及び登録時の部員名簿等、部員数が規定数以下であることを証明するものを添付すること。
- 6 登録チーム名は、校名連記とし、代表校を頭に置くこと。
- 7 参加申し込み手続きは、代表校の学校長が行う。
- 8 合同チームの監督は、参加校監督どちらか1名とする。引率者は、それぞれの出場校の校長・教員であること。
- 9 本参加規定は、平成15年5月20日から実施する。(平成24年5月14日一部改正)

「監督等の条件」

・「別記4・京都府中学校総合体育大会における監督等の条件」

京都府中学校体育連盟の主催する総合体育大会は、健全な中学校生徒を育成することを目的とし、運動部活動は学校教育の一環であると考えている。そこで、各中学校の運動部顧問及び運動部活動に関わる全ての指導者の暴力・体罰・セクハラ等の防止策について、以下のとおり監督等の条件を設ける。
なお、本連盟が対応するこれらの行為は、各顧問等の指導者が担当する運動部の活動及びその指導に関わる場面でのこととする。通常の教育活動上における生徒指導場面とは区別するものである。

1 本連盟が主催する大会における監督等の条件

- (1) 京都府中学校体育連盟が主催する全ての大会における引率者、監督、部活動指導員、外部指導者(コーチ)、トレーナー等(以下「指導者等」という)は、部活動の指導中における暴力等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であること。
- (2) 懲戒処分規定が及ばない外部の指導者は、校長が文書で指導を委嘱し、本ルールを事前に周知しておく。暴力等への指導措置は校長が行い、監督等の条件及び対応等は上記と同様に考える。

2 本連盟による対応・処置の対象となる者

各中学校(中等教育学校及び義務教育学校を含む)に設置されている運動部で、本連盟に競技部が存在する運動部の指導者等

3 本連盟の対応

- (1) 暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった教職員は、本連盟における全ての役職を停止する
★ 後任の補充は、該当地区中体連会長と相談し、該当地区中体連及びブロック中体連から選出することを基本とする
- (2) 暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった指導者等で学校の教職員以外の者は、本連盟が主催する全ての大会における指導者等への登録を禁止する

4 判定及びその時期

当該校の校長が懲戒処分を確認した時点

5 期間

- (1) 違反行為1回目
校長が確認した時点から「2年間」は、本連盟の役職停止及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の登録を禁止する。この期間は、異動等により勤務校が変わったり、指導する運動部が変更となっても継続するものとする(1年間とは、夏季・冬季または冬季・夏季大会とする)
- (2) 違反行為2回目
本連盟における役職及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の「資格なし」とする

6 本条件は、平成30年4月1日より実施する。

会場マップ

西京極総合運動公園(たけびしスタジアム京都, 補助競技場) ACCESS交通アクセス



京都駅「C5番乗り場」から京都市営バス73号「西京極運動公園前」下車 徒歩5分

京都市営地下鉄烏丸線「京都」から「四条」

阪急電車「烏丸」から「西京極」下車 徒歩10分

※「西京極」には普通及び準急のみ停車します

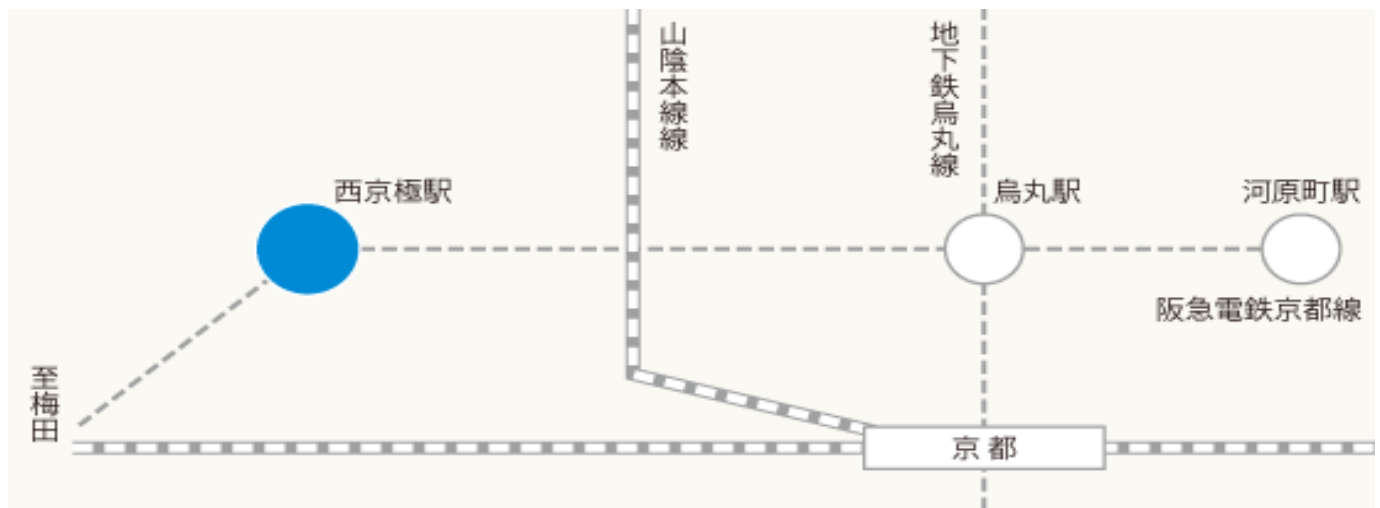
太秦天神川駅前から京都市営バス・80号「西京極運動公園前」下車 徒歩5分

四条河原町「9番乗り場」から京都市営バス32号「西京極運動公園前」下車 徒歩5分

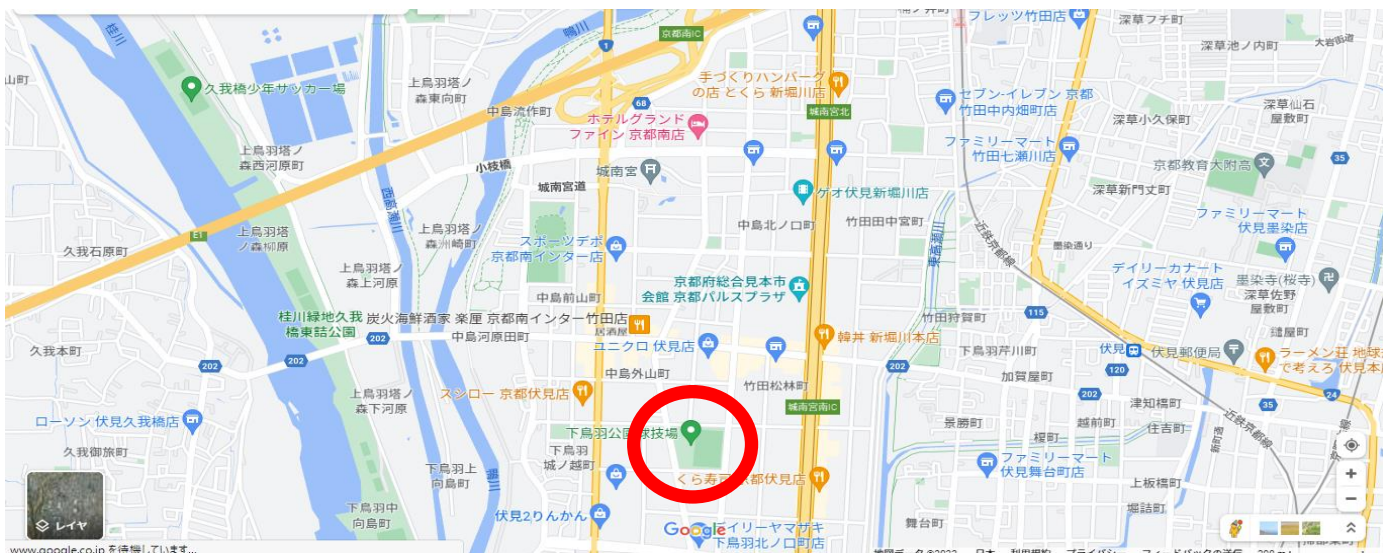
四条河原町「3番乗り場」から京都市営バス80号「西京極運動公園前」下車 徒歩5分

阪急電車「河原町」から「西京極」下車 徒歩10分

※「西京極」には普通及び準急のみ停車します



下鳥羽公園球技場 ACCESS交通アクセス



京都駅から

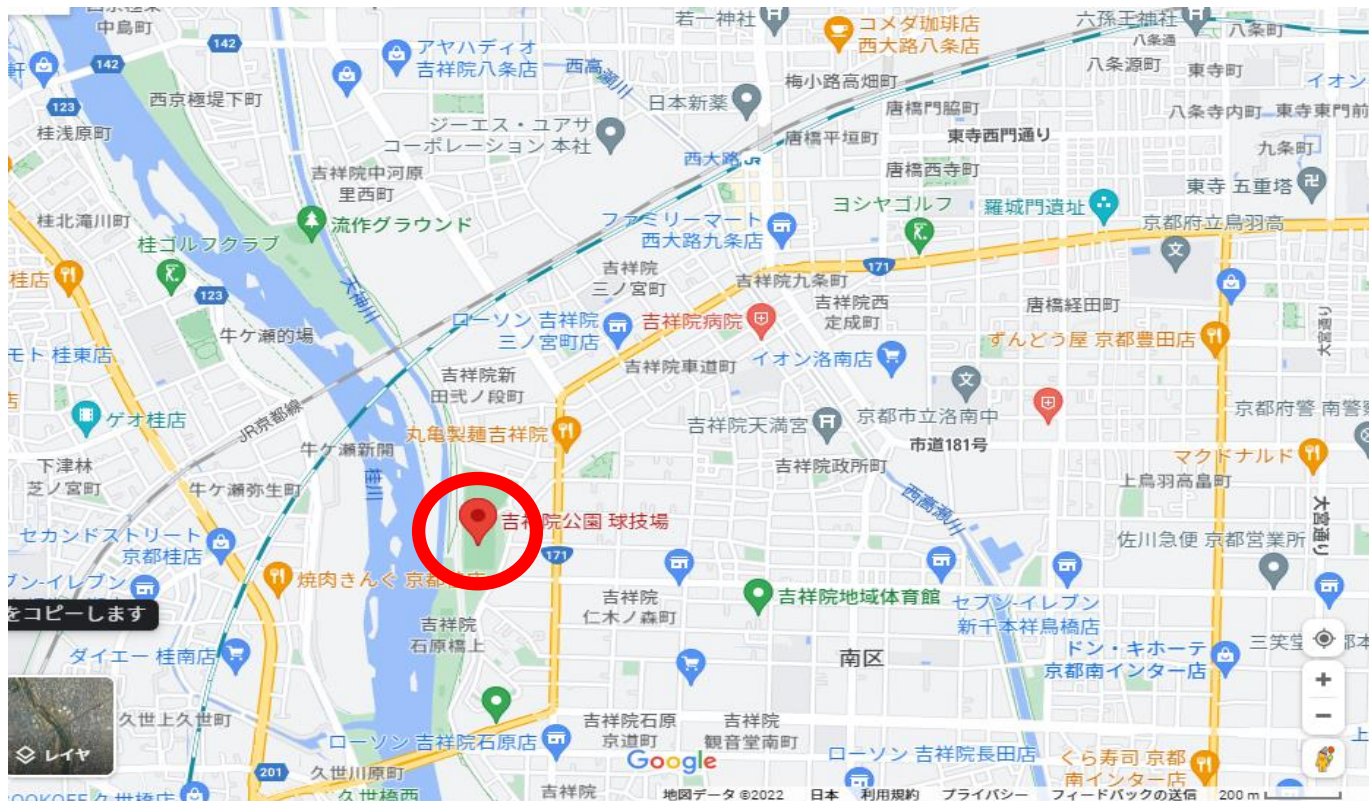
◆京都市営バス「パルスプラザ前」下車 徒歩7分
京都駅
↓ 京都市営地下鉄烏丸線または近鉄京都線
竹田駅
↓ 乗換
竹田駅西口
↓ 京都市営バス・南1号、南2号、南3号
パルスプラザ前

◆京都市営バス「国道赤池」下車 徒歩6分
京都駅
↓ 徒歩
京都駅八条口アバンティ前
↓ 京都市営バス・19号
国道赤池

四条河原町から

◆京都市営バス「パルスプラザ前」下車 徒歩7分
河原町駅
↓ 阪急京都本線
烏丸駅
↓ 乗換
四条駅
↓ 京都市営地下鉄烏丸線
竹田駅
↓ 乗換
竹田駅西口
↓ 京都市営バス・南1号、南2号、南3号
パルスプラザ前

吉祥院運動公園球技場 ACCESS交通アクセス



京都駅から

◆京都市営バス『吉祥院西ノ茶屋町』下車 徒歩3分

京都駅
↓ JR東海道本線
西大路駅
↓ 乗換
西大路駅前
↓ 京都市営バス・13号
吉祥院西ノ茶屋町

京都駅
↓ 徒歩
京都駅八条口アバンティ前
↓ 京都市営バス・78号
吉祥院西ノ茶屋町

四条河原町から

◆京都市営バス『吉祥院西ノ茶屋町』下車 徒歩3分

河原町駅
↓ 阪急京都本線
西院駅
↓ 乗換
西大路四条
↓ 京都市営バス・13号
吉祥院西ノ茶屋町

京都市立洛南中学校 ACCESS交通アクセス



京都駅から

◆京都市営バス『九条七本松』下車 徒歩8分

京都駅
↓ JR東海道本線
西大路駅
↓ 徒歩
京都市立洛南中学校

京都駅
↓ 近鉄京都線
東寺駅
↓ 乗換
九条近鉄前
↓ 京都市営バス・202号
九条七本松

京都府中学校総合体育大会 サッカー競技の部

新型コロナウイルス感染症対策 運営ガイドライン

(1) 施設担当者との事前打ち合わせ

従来の会場施設の事前打ち合わせに加えて、感染症対策に関わる以下の項目についての使用施設の感染症対策の状況を確認する。

- ① 運営諸室（消毒液の設置、ドア・窓の常時全面開放、密集を避け間隔の確保）
- ② 手洗い場所（液体石鹸・消毒液等の設置、ペーパータオルの有無）
- ③ トイレ（便器のふたを閉めて流す、液体石鹸・消毒液等の設置、ペーパータオルの有無）
- ④ ロッカールーム（更衣のみで使用、密集を避ける、常時換気実施、チーム交代時に消毒）
- ⑤ 審判控室（消毒液の設置、ゆとりをもたせ密集を避ける、常時換気、共有場所の消毒）
- ⑥ ベンチ（間隔の確保、追加ベンチ・テント使用、チーム交代時に消毒）
- ⑦ その他必要なこと

施設担当者との打ち合わせから、当日参加チームへの情報共有が必要な場合は、リーグ・グループチーフから各参加チームへの展開を行い、情報共有を行う。

(2) 参加者に対して（参加者とは：大会関係者・顧問・外部コーチ・選手・審判員）

- ① 以下の事項に該当する場合は自主的に参加を見合わせること。
 - ・ 体調が良くない場合。（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - ・ 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる。
 - ・ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。
- ② 参加者全員がマスクを着用する。
 - *屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合はマスクを外すことができる。
- ③ サッカー部顧問は参加者全員（顧問・外部コーチ・選手）の「個人健康観察票」に問題がないかをチェックし、大会当日を含め大会後も提出できるように管理・保管しておく。
- ④ サッカー部顧問は「大会参加者名簿」に必要事項を記入し、会場責任者に提出する。
- ⑤ 顧問・大会関係者等はマスクを着用する。
 - ただし、高温や多湿といった環境下では熱中症のリスクが高くなるので屋外での十分な距離（最低2m以上）が確保できる場合はマスクを外してよい。

(3) 参加チームに対して

- ① アルコール消毒液は原則、参加チームで持参し、選手の手指消毒やベンチなどの消毒に使用すること。
- ② ベンチ内の密を避けるため及び、暑熱対策を含め、チームで追加テント等を用意することは可とする。
- ③ 以下の共有物は使用しないようにすること。
 - ・ ゼッケン・ボトル・クーラーボックス・タオル
- ④ ベンチではマスクを着用。(第4審, 大会関係者もマスクを着用)
ただし, 高温や多湿といった環境下では熱中症のリスクが高くなるので屋外での十分な距離(最低2m以上)が確保できる場合はマスクを外してよい。
- ⑤ ベンチでの不要な会話・接触は避ける。
- ⑥ 入場前の混雑を防ぐため, 両チーム及び審判団はそれぞれに入場する。
- ⑦ 両チームのベンチ挨拶, 相手チーム, 審判団との握手をしない。
- ⑧ 試合前チーム写真撮影は選手間の十分な距離を取ったうえでの撮影は可とする。
- ⑨ ピッチ内でも咳エチケットを守り, 唾を吐く, 鼻をかむなどの行為を行わない。
- ⑩ ウォーミングアップ時はマスクをしなくてよい。他チームとの適切な距離を確保すること。
ピッチ内アップ時も同様。当日対戦しないチームとの接近を極力避ける。
- ⑪ 荷物置場など, チーム内, 他チームとの距離を十分にとること。

(4) 有事の対応・有事への備え

- ① 会場で体調不良者が出た場合
 - ・ 看護する人数を最小限にし, 保護者, 顧問, 会場責任者が連携を取って対応すること。
 - ・ その後の症状については必ず会場責任者と専門委員長に報告すること。
- ② 試合後, 14日間の間にチーム内に新型コロナウイルス感染症陽性者が発生した場合
 - ・ 保健所等の公的機関からの指示に従う。
 - ・ また, その旨を会場責任者, 専門委員長, 当該校の管理職から各校への管理職へ報告する。
 - ・ その後の措置については関係機関, 及び, 京都府中体連サッカー専門部内で協議する。